



郡山市中小企業及び小規模企業振興会議について

【郡山市中小企業及び小規模企業振興基本条例 第15条】 ※2017(H29)年4月施行

- 中小企業及び小規模企業の振興を推進するため、郡山市中小企業及び小規模企業振興会議を置く。
- 振興会議は、中小企業及び小規模企業の振興に関する事項その他市長が必要と認める事項について審議するとともに、市長に意見を述べるができる。
- 振興会議は、委員15人以内で組織する。
- 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - ①学識経験を有する者
 - ②中小企業及び小規模企業の経営者
 - ③中小企業関係団体の関係者
 - ④その他市長が特に必要と認める者
- 委員の任期は、2年とする。 ※新委員の任期 2019年9月4日～2021年9月3日

地域一体による中小企業等の振興のイメージ図



これまでの会議開催概要と成果

《2017 (H29)》3回開催

- 中小企業等を取り巻く課題の整理、情報交換
- 課題に対応した事業の検討 (こおりやま中小企業持続化プロジェクト ⇒ 2018年度実施)

《2018 (H30)》4回開催

- 「こおりやま産業持続・発展ビジョン」策定に係る意見 (全4回) ⇒ 2019年3月策定
- 委員からの情報提供等

2019(R1)年度のスケジュール

10/18 (金) 14:00~

	9/4	10月	11月	12~1月	2月or3月
振興会議	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回会議 ・委員委嘱 ・会長等選出など 	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回会議 ・意見交換 ・市、各主体の課題整理 ・委員から情報提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回会議 ・市、各主体の施策協議 ・委員から情報提供等 		<ul style="list-style-type: none"> ●第4回会議 ・市、各主体の次年度施策報告 ・委員から情報提供等
郡山市	●セミナー			●予算折衝	
関係団体等	事業承継、M&A			●事業準備	